

公立大学法人高崎経済大学計画・評価委員会規程

令和3年度
規程第19号

(設置)

第1条 公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号。以下「基本規則」という。）第2条第1項の規定に基づき定める公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の中期計画及び第3条の規定に基づき定める法人の年度計画の原案作成を行うため、並びに第5条第1項の規定に基づき行う高崎経済大学（以下「大学」という。）における教育研究活動等の状況についての自らの点検及び評価のため、法人に公立大学法人高崎経済大学計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、法人の目的及び社会的使命を達成するため、高崎市長から指示された中期目標の達成のために定める中期計画及び年度計画の作成及び実施を法人が適切かつ円滑に行うことができるよう支援するとともに、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことにより、内部質保証の全学的な取組みを行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (2) 内部質保証の体制に関する事項
- (3) 部局委員会の自己点検・評価の統括に関する事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び部局委員会への改善指示に関する事項
- (5) 自己点検・評価結果の公表に関する事項
- (6) 外部評価に関する事項
- (7) 認証評価機関の評価に関する事項
- (8) 高崎市長が定める中期目標に対する意見の原案作成に関する事項
- (9) 中期計画の原案作成に関する事項
- (10) 年度計画の原案作成に関する事項

(11) その他自己点検・評価及び内部質保証、並びに中期計画・年度計画の原案作成及び実施に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学生部長
- (6) 広報室長
- (7) 図書館長
- (8) 情報基盤センター長
- (9) 国際交流センター長
- (10) キャリア支援センター長
- (11) 基礎教育センター長
- (12) 地域科学研究所長
- (13) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には教育担当副学長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(参与)

第7条 委員会に参与を置き、理事長をもってあてる。

- 2 参与は、会議に出席し、第3条に規定する所掌事項に関し意見を述べるができる。

(部局委員会)

第8条 基本規則第18条から第28条までの組織に部局委員会を置くことができる。

2 部局委員会において第3条第1号から第7号までに規定する所掌事項の実施又は検討を行った場合は、その経過及び結果について委員会に報告するものとし、第3条第8号から第10号までに規定する所掌事項の検討を行った場合は、その経過及び結果について委員会に意見を述べるものとする。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第3条に規定する所掌事項に関する専門的事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育研究審議会及び経営審議会に諮り、理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。